

新たに住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯となる世帯への 物価高騰対応重点支援給付金

問 住民税非課税世帯等給付金コールセンター ☎95-5131

物価高騰による家計への負担が増加する中、低所得世帯に対し、速やかに暮らしの支援を受けられるよう、令和6年度に新たに住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯となった世帯に対して給付金を支給します。さらに対象世帯のうち、18歳以下の子がいる世帯には、1人あたり5万円を加算します。

対 以下を全て満たしている世帯の世帯主

- ・2024年6月3日時点で碧南市に住民登録があること
- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税又は均等割のみ課税であること
- ・令和5年度に住民税非課税・均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象でなかった世帯

※条件を満たしていても、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯（例：夫婦とも世帯別の息子から扶養されている、単身赴任中の人と離れて暮らしている家族など）は、支給の対象となりません。

支給額 1世帯あたり10万円（18歳以下の子がいる世帯には1人あたり5万円を加算）

申 7月中旬以降、対象世帯の世帯主に支給確認書を順次郵送します。支給確認書に必要事項を記入し、10月31日(木)までに返送してください。

定額減税補足給付金（調整給付金）

問 定額減税補足給付金（調整給付）コールセンター ☎95-5131

令和6年度個人住民税及び令和6年分所得税の定額減税について、減税しきれないと見込まれる人に対しては、給付金を支給します。

対 ・2024年1月1日現在で市内に住所を有する人

- ・令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の人
- ・定額減税可能額が減税前の令和6年度個人住民税所得割額を上回る人、又は確定申告などから把握できる令和5年分所得税額（令和6年分所得税額として推計）を上回る人

支給額 以下の①と②の合計額を1万円単位で切り上げた額

①個人住民税分の控除不足分

定額減税可能額（1万円×（本人＋控除対象配偶者を含む扶養人数））－令和6年度個人住民税所得割額（減税前）

②所得税分の控除不足分

定額減税可能額（3万円×（本人＋控除対象配偶者を含む扶養人数））－令和5年分所得税額

※令和6年分所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があった場合は令和7年に不足額を給付します。

申 7月中旬以降、支給確認書を順次郵送しますので、10月31日(木)までに返送してください。

国民年金保険料免除制度



問 国保年金課年金係 ☎95-9893

7月より令和6年度分（7月～2025年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能です。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は、申請により定額保険料が免除される場合があります。

被保険者本人、配偶者、世帯主の2023年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分まで遡って申請することができます。

免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。詳しくは日本年金機構のホームページを確認してください。